

恒例なので、令和6年度税制改正に対する筆者の感想と評価を述べてみたい。

全体として、負担増を先送りする一方、租税特別措置のオンパレードという印象の税制改正だ。法人税から見ていくと、新たに、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制などの租税特別措置が創設された。前者は、畜電池、半導体などGX、DXや経済安保で特に重要なものを法律で指定し、生産や販売量に応じて10年間税額控除を行うという内容だ。後者は、特許権や著作権などの知的財産から生じる所得、具体的には譲渡所得、ライセンス所得の売却益に、7年間優遇税率を適用するという内容だ。

いずれも、わが国経済にとって緊急性の高い分野で、政策的に一定の意義があると考えられるが、課題も多い。前者については、補助金との住み分けが適正に行われているのかという疑問がある。予算制約のかかる補助金と異なり、減税となる税制は、歯止めがなくなる可能性がある。今後は、本税制がいかに成果を出したのか、エビデンスを持った事後検証を行っていく必要がある。また、後者については、毎年拡充し最大減取額となっている研究開発税制との整理やメリハリが十分なのか、これも事後検証する必要がある。

このような税制に影響を与えたのは米国のインフレ抑制法（IRA法）だ。さまざまな税額控除が創設された一方で、年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税や自社株買いに対する1%の課税などの財源確保が行われている。

第二次安倍政権以降、「課税ベースを広げて税率を引き下げる」という方針で法人税改革が行われてきた。結果、法人税は30%から23.2%（表面税率）へと7%弱引き下がった。数多くの租税特別措置を活用すると、企業によっては

実効税率が、OECDで合意された15%に近づいてしまう。これを下回るとグローバル企業については、他国で追加課税が行われる可能性が出てくる。

党大綱に「今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要」という一文が入った。背景には、投資や賃上げに慎重で、内部留保と現預金だけが積み上がるという変わらぬわが国企業の行動がある。この5年間の変化を見ると、国内設備投資がマイナス3.4%、平均賃金の伸び

は3.6%である一方、内部留保は1.5倍、現預金は1.4倍に増えている。法人税の議論は大きな転機を迎えたといえよう。

次に所得税だ。児童手当が高校生にも支給されることに伴い、16歳から18歳の子どもがいる家庭に適用される扶養控除について、負担増の世帯が出ない範囲で縮小することが議論された。もともと扶養控除と児童手当は、税制と給付とどちらの手段が適正かという比較の上で選択されてきた

政策だ。2011年の民主党政権下で、高所得者ほど有利な所得控除を、定額の手当（子ども手当）に替えることにより所得再分配効果を高めるという目的で年少扶養控除が廃止され手当に振り替られた。この点の検証や議論がなく来年に先送りされたことは残念だ。税制の議論は公平・中立・簡素の3原則に基づいて行われるべきで、扶養控除の廃止又は縮小でスジを通すべきであった。

最後に、今夏に予定されている岸田減税については、減税と給付の狭間に落ちる者900万人について、パッチワーク的な対応がなされた。本来、マイナンバーとデジタル技術を活用して所得情報を給付に結び付けるシステムを構築した上で対応することが必要で、それが喫緊の課題であることを忘れてはならない。

森信茂樹
東京財団政策研究所研究主幹

税制之理

連載

第
202
回

令和6年度税制改正を考える